

平成27年度需要適応型高品質みかん生産・販売実証試験助成事業 の申請受付について（公募）

平成27年度需要適応型高品質みかん生産・販売実証試験助成事業について
公募しますので、下記に従いご応募下さい。

記

I. 公募対象助成事業

公募する事業は、公益社団法人長崎県園芸振興基金協会（以下「長崎県基金協会」という。）が、定款において定められている「園芸農産物及びその製品の需要の拡大を図るために事業」に基づいて実施する次の助成事業です。

○需要適応型高品質みかん生産・販売実証試験助成事業

II. 助成事業の概要

1. 事業の内容

うんしゅうみかんの高単価化を目指し需要に適応した高品質果実の生産・販売の実証試験を行う指定果実生産出荷組織（農協等）に対し、実証試験に使用する資材費の一部を助成する事業です。

なお、この事業は、公益財団法人中央果実協会理事長の承認及び長崎県知事の認定を受けて発動するものです。

2. 実証試験者

指定果実生産出荷組織等とします。

3. 対象果実

うんしゅうみかんとします。

4. 助成率、助成金の上限

43. 3%以内、24, 698千円を上限とします。

5. 助成対象経費

高品質みかんの生産拡大に資するための取組として、「シートマルチ被覆資材、フィガロンの購入経費」

参考資料「需要適応型高品質みかん生産・販売実証試験助成事業」公募実施要領

Ⅲ. 公募期間、手続

1. 公募期間

平成27年3月23日～4月24日まで

2. 応募手続

次の応募書類を、長崎県基金協会に提出して下さい。書類に不備がある場合は、審査対象になりません。

(応募書類)

応募書類は、本助成事業公募実施要領に基づく次の書類とします。

(1) 需要適応型高品質みかん生産・販売実証試験実施申込書

3. 採択について

実証試験者の採択のための審査については、実証要領等の要件に沿って行います。

なお、採択については、決定通知をもって行います。

公益社団法人 長崎県園芸振興基金協会

電話 095-820-2261

FAX 095-823-6683

平成27年度 公益社団法人長崎県園芸振興基金協会
「需要適応型高品質みかん生産・販売実証試験助成事業」公募実施要領

第1. 実証試験の趣旨及び内容

公益社団法人 長崎県園芸振興基金協会（以下「県協会」という。）、果実の需給安定と果樹農家の経営支援等に関する事業を行っている。

みかんの需要については、近年特に高糖度のおいしいみかんが消費者より望まれており、高品質みかんの安定供給が産地の責務となっている。同時に生産においては、おいしい高品質みかんを安定して生産することが果樹農家の経営の維持のための大切な取り組みとなってきた。

このような状況を踏まえ、年々の天候に左右されずに、高品質みかんの安定した生産供給を行うために実証展示圃を設置し、生産技術及び収益性の検証を行う。

方法としては、試験圃場として圃場を登録し、試験指針に基づいた栽培を行う。そして、当該圃場で生産された果実は慣行栽培の果実と区分した販売を行い、生産性及び収益性を調査検証する。その結果を産地の指導研修等に資するものとする。

実証試験の結果公表は、県協会が開催する指定果実生産出荷組織等を参集範囲にした研修会を通じて、みかん生産農家まで周知されるように措置し、更に、指定果実生産出荷組織においてはその試験データを証し、今後の産地作りと農家経営支援のための基礎資料として活用する。

以上の趣旨により、本事業を実施する。

第2. 実証試験者

指定果実生産出荷組織等

第3. 実証試験の実施期間

平成26年4月～平成29年3月末（予定）

第4. 助成金の請求、支払

- (1) 指定果実生産出荷組織等は、シートマルチの被覆を確認後、すみやかに助成金支払請求書を県協会に提出する。
- (2) 県協会は、請求書等の内容に不備がないか確認の上、指定果実生産出荷組織等に支払う。

第5. 助成率、助成金の上限

- (1) 助成率は、43.3%以内とする。
- (2) 助成額の上限額は、24,698千円を上限とする。

第6. 助成対象経費

本実証試験に係る以下の経費について対象とする。

- (1) 高品質みかんの生産拡大を資するための取組み
シートマルチ被覆資材、フィガロンの購入経費

第7. 実施に係る留意事項

- (1) 本実証試験の取組みにより、不当な利益又は損害を得る者がないようにする。
- (2) 本実証試験の趣旨に反した取組みは助成の対象としない。

第8. 実証試験者の公募

- (1) 上記の実証試験を実施するため、本実施要領に従い、適切な指定果実生産出荷組織等を公募する。
- (2) 公募は、本会ホームページで公募し、公募期間は平成27年3月23日～平成27年4月24日とする。
- (3) 応募しようとする者は、本実施要領等に従い、実証試験実施申込書に必要事項を記入し、5部（うち代表者印のある書類は1部）を、平成27年4月24日（必着）までに県協会に提出する。
- (4) 採択に当たっては、本実施要領に基づき審査するほか、多数の応募者があり、応募額の合計が予算額を超える場合は、以下の観点から審査の上、適切なものを採択する。
 - ア 本実証試験による成果がみかん農家の生産性及び収益性の検証に資するものであること。
 - イ 本実証試験の趣旨に沿って、試験を的確に実施できると見込まれること。
 - ウ 本実証試験の執行及び経理の執行について、適切な管理体制及び処理能力を有すること。
- (5) 審査の結果、採択された場合は、速やかに応募者に決定通知をする。

第9. その他

- (1) 実証試験者は、助成金の経理管理状況を常に把握するとともに、助成金の使用に当たっては、公正かつ最小の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めなければならない。
- (2) 実証試験者は、経理担当者を置き、助成金を区分経理し、適正な管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管等財産の取得及び管理など）を行うこととする。
- (3) 助成対象経費であっても、領収書等その明細が明らかでないものについては、助成金を支出しない。

第10. 内容等についての問い合わせ先

公益社団法人 長崎県園芸振興基金協会 担当 峰
電話 095-820-2261